

東京都情報公開条例の改正について

改正の背景

課題

- 公文書の開示において、非開示部分（黒塗り）が多い
- 開示請求に基づく開示決定等件数が近年高止まり
- 他の自治体と比べて開示に係る手数料が割高



昨年度来の取組

- 全庁で公文書の開示状況等をホームページ上で公表
- 非開示判断の厳格化
公文書を非開示等とする場合、黒塗りの最小限を徹底
- 開示請求によらない積極的な情報公開
工事設計書の情報提供拡大、公金支出情報や補助金支出状況の公表 など

東京都情報公開・個人情報保護審議会

H29.1.12 諮問 ⇒ H29.3.24 答申

- 閲覧手数料の無料化等は、情報公開の推進に有効
- 公文書を電子データで提供することは適時の取組
- 適正な公文書管理を前提とした公表の拡大が、都政の透明性の向上に寄与

条例改正の概要

【改正】

H29.6.7 都議会第二回定例会にて可決成立
H29.7.1 施行

＜参考＞東京都個人情報保護条例と東京都特定個人情報保護条例も同時に改正（手数料関係）

【改正のポイント】

- 1 閲覧手数料を廃止し、紙による写しの
交付手数料は最低限に（17条関係）
閲覧手数料 1枚10円(100円限度) → 廃止
写しの交付 1枚20円 → 10円
1枚100円 → 20円
- 2 ICTを活用し、公文書データを無料で提供する新たな取組（36条関係）
➡ 「公文書情報提供サービス」の開始
- 3 開示請求によらない積極的な行政情報の公表
（18条・35条関係）
複数回開示請求を受けた公文書の公表や行政情報のホームページ上での積極的な公表を促進